洪水時の避難確保計画

【 対象施設名称：　　　　　　　　　　　　　】

作成日　：令和　　　年　　月　　日

担当者　職・氏名：

連絡先　電話番号：

１　計画の目的

　　この計画は、水防法第１５条の３第１項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の報告

　　計画を作成及び必要に応じて見直し、修正したときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を山都町長へ報告する。

３　計画の適用範囲

　　この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者（以下、「利用者等」という。）に適用するものとする。

【施設の状況】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用形態 | 通所 | 入所（長期） | 入所（短期） |
|  |  |  |

※該当する利用形態全てに「○」を記入

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 昼間・夜間 | 利用者 | 施設職員 | 休　日 | 利用者 | 施設職員 |
| 昼間：　　　　　名 | 昼間：　　　　　名 | 休日：　　　　　名 | 休日：　　　　　名 |
| 夜間：　　　　　名 | 夜間：　　　　　名 |

４　防災体制

防災体制確立の判断時期及び役割分担は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合【警戒レベル２】［警報・注意報］洪水注意報発表［洪水予報］千滝川（千滝川観測所）氾濫注意情報発表※［水位到達情報］千滝川（千滝川観測所）氾濫注意水位到達※[洪水キキクル]千滝川注意（黄色）※ | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合【警戒レベル３】［避難勧告等］高齢者等避難の発令［警報・注意報］洪水警報発表［洪水予報］千滝川（千滝川観測所）氾濫警戒情報発表※［水位到達情報］千滝川（千滝川観測所）避難判断水位到達※[洪水キキクル] 千滝川警戒（赤）※ | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 入院（所）者家族への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 外来診療中止の掲示 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| 要配慮者の避難誘導（避難準備・高齢者等避難開始発令時） | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合【警戒レベル４】［避難勧告等］避難指示の発令［洪水予報］千滝川（千滝川観測所）氾濫危険情報発表※［水位到達情報］千滝川（千滝川観測所）氾濫危険水位到達※[洪水キキクル] 千滝川非常に危険（紫）※ | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 　 | ※対象河川が複数の場合は各々記入すること。※基準水位が設定されていない河川については、洪水キキクル等で状況を確認すること。※洪水予報は、国管理河川（白川、緑川、菊池川、球磨川）においてのみ発表されることに留意すること。 |

防災体制を担う組織は下表のとおりとする。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 管理権限者（　〇〇〇〇〇　　）（代行者　〇〇〇〇〇　　） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 役職及び氏名 | 役割 |
| 　 | 　 | 情報収集伝達要員 | 班長：（役職）　○○○○班員：（役職）　○○○○班員：（役職）　○○○○　　　　　　　　　　　　… | ・テレビ､ラジオ､インターネット等を活用した情報収集及び記録・施設職員や避難支援協力者に必要事項を報告・伝達・館内放送等による避難の呼び掛け・関係者及び関係機関との連絡 |
| 　 | 　 |
| 　 | 　 | 避難誘導要員（※） | 班長：（役職）　○○○○班員：（役職）　○○○○班員：（役職）　○○○○　　　　　　　　　　　　… | ・避難誘導の実施・未避難者、要救助者の確認・避難器具の設定や操作・移動用車両の手配・要配慮者等の装備品の装着 |
| 　 | 　 |

　　　※避難器具の設定や操作、移動用車両の手配等に人員を要する場合は、「装備品等準備要員」を設置すること。

●　事前休業の判断について

　　事前休業の判断となる防災気象情報等

　　　　　※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をすること。

【参考】河川の基準水位について

氾濫危険水位（避難勧告等発令の目安となる水位）

避難判断水位（避難準備・高齢者等避難開始発令の目安となる水位）

氾濫注意水位（洪水による災害の発生を警戒すべき水位）

水防団待機水位（水防団が待機する目安となる水位）

通常の水位

５　情報収集・伝達

　　情報収集・伝達は、下表のとおりとする。

主な情報及び収集方法

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 防災気象情報（気象庁）・早期注意情報（警報級の可能性）・洪水注意報、洪水警報・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報・キキクル（大雨・洪水警報の特別分布）・洪水予報 | ・テレビ、ラジオ・熊本地方気象台ホームページ、熊本県統合型防災情報システム・国土交通省ホームページ（川の防災情報）・熊本県防災情報メール |
| 避難情報（市町村）・警戒レベル３　高齢者等避難・警戒レベル４　避難指示・警戒レベル５　緊急安全確保 | ・テレビ、ラジオ・市町村防災無線・ホームページ・市町村メール通知サービス、熊本県防災情報メール・緊急速報メール　等・熊本県防災情報メール |
|
| 避難所開設情報（市町村）・指定緊急避難場所や福祉避難所の開設状況 | ・テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、市町村への問い合わせ |
| 道路の通行止め情報 | ・日本道路交通情報センターホームページ　等 |

情報連絡班等が行う情報伝達の内容・伝達先等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 警戒レベル | 対象情報 | 伝達内容 | 伝達先 |
| 警戒レベル１ | 早期注意情報※警報級の可能性「高」 | 大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。災害への心構えを高める段階です。 | 施設職員 |
| 事前休業のお知らせ※総括指揮者の判断確認 | ○日は、大雨が予想されているため、施設を休業する　ことになりました。 | 施設利用者の家族 |
| 警戒レベル２ | 職員への招集連絡 | ○○注意報発表のため、施設へ参集してください。 | 施設職員避難支援協力者 |
| 大雨・洪水注意報 | ○○注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。 |
| 氾濫注意情報 |
| 警戒レベル３ | 高齢者等避難 | 高齢者等避難が発令されました。 | 施設職員避難支援協力者 |
| 避難先の開設情報 | 避難先の○○は開設されています。 |
| 大雨・洪水警報 | ○○警報が発表されました。警戒体制をとる段階です。 |
| 氾濫警戒情報 |
| 避難開始の連絡 | ○○では○時○分に避難を開始しました。 | 山都町総務課TEL：72-1111　　　　 |
| 警戒レベル４ | 避難指示 | 避難指示が発令されました。 | 施設職員避難支援協力者 |
| 氾濫危険情報 | ○○川に氾濫危険情報が発表されました。非常態勢をとる段階です。 |
| 土砂災害警戒情報 | 土砂災害警戒情報が発表されました。非常態勢をとる段階です。 |
| 避難完了連絡 | ○○では○時○分に避難を完了しました。 | 山都町総務課TEL：72-1111 |

利用者緊急連絡先一覧表　⇒様式８

緊急連絡網　⇒様式９

外部機関等の緊急連絡先一覧表　⇒様式１０

６　避難誘導

1. 避難場所

　　　　避難場所は下表のとおりとする。

1. 避難経路

　避難場所までの避難経路については、「別紙１　避難経路図」のとおりとする。

1. 避難誘導

　　　　避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |
| 　 | 名称 | 移動距離 | 移動手段 |
| 避難場所 | 　 | （　　　　）ｍ | □徒歩□車両（　　　　）台 |
| 屋内安全確保 |  |  | 　 |

※屋内安全確保を選択する場合は、以下に該当するかを確認すること

　①家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、津波による浸水のおそれがないこと

　②浸水しない居室があること

　③一定期間浸水することで生じる支障を許容できること

７　避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりであり、日頃からその維持管理に努めるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 設備等 | 数量 | 設置場所・保存場所 |
| 通常の設備 | エレベーター |  |  |
| 上下階の移動のできる大型スロープの設置 |  |  |
| 車椅子 |  |  |
| その他（　　　　　　　　　　　　　） |  |  |
| 緊急時の設備 | 停電対策としての非常用電源の設置 |  |  |
| 土のう |  |  |
| 止水板 |  |  |
| 階段昇降機の設置 |  |  |
| その他（　　　　　　　　　　　　　） |  |  |

※該当のない設備は数量欄に0と記入すること

８　避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備・備蓄品は下表に示すとおりであり、日頃からその維持管理に努める。

|  |  |
| --- | --- |
| 　活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | テレビ、ラジオ、パソコン、タブレット、携帯電話、ファックス、電池・非常用電源 |
| 避難誘導・避難先 | 名簿（施設職員、施設利用者）、案内旗、ビブス、懐中電灯、ハンドマイク、雨具、ライフジャケットやヘルメット、避難ルートを示したマップ、救急用品、移動用の車両、衛生用品や衣料品、電池や携帯充電器【施設内の一時避難】水、食料、寝具、防寒具【高齢者、乳幼児、障がい者等】おむつ、おしりふき、おやつ、おんぶひも、常備薬【その他】カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）、ウェットティッシュ、ごみ袋、タオル　等 |

８　防災教育及び訓練の実施

　○　年間の教育及び訓練計画を毎年４月に作成する。

○　毎年４月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　○　毎年５月全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　○　避難を円滑かつ迅速に確保するために、この訓練の実施により改善すべき点等が生じた場合は、本計画を適宜修正する。

９　自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る。）

（１）　別添「自衛水防組織活動要領（案）」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）　自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

　　①　毎年４月に新たに自衛水防組織の構成員となった全職員を対象として研修を実施する。

　　②　毎年５月に行う全職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）　自衛水防組織の報告

　　　　自衛水防組織を組織または変更をしたときは、水防法第１５条の３第２項に基づき、遅滞なく、当該計画を　　　　　　　　へ報告する。

※自衛水防組織を設置しない場合は、本項目を削除してください。

**【別紙１】**

**【施設周辺の避難経路図】**

サンプル

別紙１

洪水時の避難場所は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設名 | 建物階数 | 浸水深 |
|  | 　　　　　　　階 |  |

避難経路図

※屋内安全確保の場合は館内の避難経路を記入すること